



福県医発第565号（地）

平成22年 6月 8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

2010年日本APEC首脳会議等開催に伴う疑似症に係る
感染症発生動向調査の徹底について

2010年日本APEC首脳会議等が別紙日程のとおり開催されることに伴い、テロ未然防止対策を強化する観点から、疑似症の届出情報について、国立感染症研究所において監視することとされ、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患及び、原因不明の感染性皮膚疾患等に関する疑似症定点からの報告の徹底について、福岡県保健医療介護部健康増進課並びに日本医師会より別紙のとおり協力依頼がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了解下さいますようお願い申し上げます。

なお、疑似症定点医療機関に対しては、本会より直接通知しておりますことを申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

福岡医発第564号(地)
平成22年 6月 8日

各疑似症定点医療機関長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

2010年日本APEC首脳会議等開催に伴う疑似症に係る
感染症発生動向調査の徹底について

2010年日本APEC首脳会議等が別紙日程のとおり開催されることに伴い、テロ未然防止対策を強化する観点から、疑似症の届出情報について、国立感染症研究所において監視することとされ、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患及び、原因不明の感染性皮膚疾患等に関する疑似症定点からの報告の徹底について、福岡県保健医療介護部健康増進課並びに日本医師会より別紙のとおり協力依頼がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただき、引続き疑似症報告のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

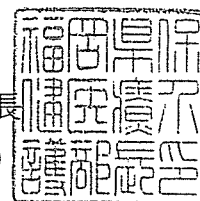


22保衛第602号

平成22年6月4日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



擬似症に係る感染症発生動向調査の徹底について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解、御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて厚生労働省から別紙のとおり通知がありましたので、貴会擬似症定点医療機関へ周知くださいますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 (担当) 西田
TEL 092-643-3268
FAX 092-643-3282



日医発第236号（地Ⅲ28）

平成22年6月3日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝 征

2010年日本APEC首脳会議等開催に伴う感染症発生動向調査の徹底について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「2010年日本APEC首脳会議等開催に伴う特定病原体等の適正管理の徹底について」は、平成22年4月30日付（地Ⅲ16）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、テロ未然防止策の強化の観点から、感染症発生動向調査における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14号第1項に基づき厚生労働省令で定める疑似症の発生動向の届出の徹底について、同省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長等宛通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

なお、本件は主に疑似症定点として指定された医療機関に係るものでありますが、貴会におかれましてもご了知いただき、管下郡市区医師会、疑似症定点医療機関に対する周知・協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健感発0531第 1号
平成22年5月31日

社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



2010年日本 APEC 首脳会議等開催に伴う
感染症発生動向調査の徹底について

平素より感染症対策につきましては、御尽力、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、2010年日本 APEC 首脳会議等が開催されることに伴い、警察庁警備局長から当省大臣官房長あてに、警備協力の要望がありました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条及び第14条の規定に基づく感染症の発生動向調査については、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成20年5月12日改定。）により運用しております。このうち、感染症法第14条第1項に基づき厚生労働省令で定める疑似症については、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患及び、原因不明の感染性皮膚疾患等の発生動向を把握することを目的として、疑似症定点として指定された医療機関からの届出情報を収集しておりますが、2010年日本 APEC 首脳会議等の開催に伴い、テロ未然防止対策を強化する観点から、疑似症の届出情報について国立感染症研究所において、監視をすることとしております。

本件については、別添のとおり、各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）に通知しましたので送付させていただきます。その趣旨を御了知いただき、傘下会員に周知、協力方よろしく願いいたします。

健感発0531第 1号

平成22年5月31日

各

〔	都道府県	〕
	政令市	
	特別区	

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



2010年日本APEC首脳会議等開催に伴う
感染症発生動向調査の徹底について

平素より感染症対策につきましては、御尽力、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、2010年日本APEC首脳会議等が、別紙1の日程で開催されることに伴い、警察庁警備局長から当省大臣官房長あてに、警備協力の要望がありました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条及び第14条の規定に基づく感染症の発生動向調査については、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成20年5月12日改定。）により運用しております。このうち、感染症法第14条第1項に基づき厚生労働省令で定める疑似症については、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患及び、原因不明の感染性皮膚疾患等の発生動向を把握することを目的として、疑似症定点として指定された医療機関からの届出情報を収集しておりますが、2010年日本APEC首脳会議等の開催に伴い、テロ未然防止対策を強化する観点から、疑似症の届出情報について国立感染症研究所において、監視をすることとしております。

つきましては、貴自治体における感染症に係る健康危機管理体制を改めて確認いただくとともに、疑似症定点として指定されている医療機関に対して、改めて、疑似症の届出基準（別紙2参照）を周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙1)

2010年日本APEC首脳会議等開催日程

日 程	会 合 名	開催都市
平成22年 6月 5日(土)～ 6日(日)	貿易担当大臣会合	札幌市
6月19日(土)～20日(日)	エネルギー大臣会合	福井市
9月22日(水)～23日(木)	観光大臣会合	奈良市
10月 2日(土)～ 3日(日)	中小企業大臣会合	岐阜市
10月16日(土)～17日(日)	農業大臣会合	新潟市
10月30日(土)～31日(日)	電気通信・情報産業大臣会合	名護市 (沖縄県)
11月 6日(土)	財務大臣会合	京都市
11月10日(水)～11日(木)	APEC閣僚会議	横浜市
11月13日(土)～14日(日)	APEC首脳会議	横浜市

第8 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

1 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）

（1）定義

①摂氏38度以上の発熱及び②呼吸器症状の両者を呈し、かつ、それらの症状が明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものではない状態を指す。

（2）届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（1）の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及びいわゆる普通感冒など感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。

（3）注意事項

本届出は、例えば新型インフルエンザ等の感染症の発生を想定して、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の初期症状、主症状その他の状態を総合的に勘案して、届出を行うものである。

このため、（1）の②の「呼吸器症状」とは、入院を要する程度に重症であり、呼吸困難の状態等を指すものとする。

2 発熱及び発しん又は水疱

（1）定義

①発熱及び②発しん又は水疱の両者を呈する状態を指す。

（2）届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、（1）の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び発熱及び発しんを呈するが感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。

（3）注意事項

本届出は、原因不明の感染性皮膚疾患等の発生動向を把握するために行うものであることから、当該患者の初期症状、主症状その他の状態を総合的に勘案して、届出を行うものである。

3 全般的注意事項

1 及び 2 において、当該症状が

ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。

イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

(参 考)

感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所(以下この条において「指定届出機関」という。)を指定する。

感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(指定届出機関の指定の基準)

第六条

2 法第十四条第一項 に規定する厚生労働省令で定める疑似症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項 に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる疑似症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「疑似症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該疑似症指定区分の疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

1	摂氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
2	発熱及び発しん又は水疱	診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所